

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（休職者等の給与） 第24条 〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、<u>法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員</u>、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、<u>自己啓発等休業</u>、配偶者同行休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕	〔同左〕 第24条 〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、配偶者同行休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。